

杉並区教育委員会 宛

学 校 名 杉並区立井草中学校

校 長 氏 名 今 泉 智 英  
(公印省略)

## 令和8年度教育課程について (届)

このことについて、杉並区立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

### 記

#### 1 学校の教育目標

##### (1) 教育目標

「自主自律（人格） ー創造性（知育） 豊かな心（徳育） 健やかな身体（体育） ー」  
基本理念

「世の中に貢献し、未来を拓くグローバル人材の育成」

(※グローバル人材…国際社会に生きる地域人材)

##### (2) 特別支援学級の教育目標

心身ともに健康で、明るく社会に関わる態度、必要な知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の獲得・向上を目指す

- ① 基礎・基本を徹底し、学力の定着を図る
- ② 未知の状況にも対応できる判断力、表現力を身に付ける
- ③ 基本的な生活習慣を身に付け、身辺自立の確立に努める
- ④ ちがいを認め合い、自他を大切にす豊かな心の育成を目指す
- ⑤ 食や健康に対する知識とともに、基礎体力の向上に努め、健康な体をつくる

##### (3) 目標達成の基本方針

- ① 日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行規則等の諸法令及び学習指導要領、東京都教育ビジョン（第4次）、「杉並区教育ビジョン2022」、「『令和の日本型教育』の構築を目指して」等を踏まえ、人格の完成と自己有用感の醸成を目指す
- ② 各教科の指導を通して、「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」を指導の柱とする
- ③ 特別活動の時間を要とし、キャリア教育の指導を通して、「見つめる力（自己理解・自己管理能力）」、「関わる力（他者理解・人間関係形成能力）」、「見通す力（自己実現・キャリアプランニング能力）」、「解決する力（主体的な学び・課題解決能力）」を身に付けさせる
- ④ 学習指導・生活指導・進路指導その他すべての教育活動の基盤となる人権教育を推進する
- ⑤ カリキュラム・マネジメントを徹底し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る
- ⑥ 世の中の諸事象に対し、生徒・教職員がすすんで関心を持ち、教育活動に地域人材や多様な機関等を積極的に活用し、社会に開かれた教育活動としての質を向上させるとともに厚みをもたせる
- ◎⑦ 総合的な学習の時間において、興味・関心に応じて自ら課題を設定し、追究する探究学習を行い、時代が求める力の基盤となる力を習得する

- ◎⑧多様性を包摂し、ちがいを認め合い、自分らしく生きるための特別支援教育の充実を図る
- ⑨ICTを効果的に活用し、個別最適な学びを一体的に充実させることで、主体的・対話的で深い学びを実現し、教育活動の質向上と情報活用能力の育成を図る
- ⑩各種調査結果を活用し、生徒・教職員の課題を確認し、改善を図りながら、世の中に貢献し、未来を切り拓く人材を育成する
- ⑪「学校運営協議会」「学校支援本部」「地教連」との連携により、いい町・いい学校をつくる
- ⑫生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害の状態や発達段階に応じた個別指導計画を作成し、生活面・教科学習等の中で適切な指導及び必要な援助を行う
- ⑬生徒や保護者の願いを基に学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、理学療法士、言語聴覚士等と連携協力しながら活用する

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等 (各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動)

#### ① 各教科

- ・個別指導計画や学校生活支援シート (個別の教育支援計画) を活用した個に応じたきめ細やかな指導を行う
- ・教科の特性に応じて、一斉指導、習熟度別指導、学年別指導など、それぞれの教科において生徒が学習するために効果的な指導の形態の工夫を行う
- ・学習のねらいを明確化し、基礎的・基本的な学力の定着と日常生活に必要な学力を身に付けさせる
- ・ICTの活用を推進し、生徒一人ひとりの特性に応じた支援を行うとともに、意見交換や発表など協働学習の場面を充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す
- ・生徒の運動能力の的確な把握を基に、体力強化月間や年間を通した継続的な体力づくりを行うとともに、様々な行事や競技を通して集団を意識した行動、チームワークを学ぶ

#### ② 特別の教科 道徳

- ・「全体計画」を中心に道徳的心情や態度、価値観等自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者を思いやり、よりよく生きるための基盤となる道徳性を涵養していく
- ・i 組教員全員による道徳科の指導体制を継続、発展させる
- ・昨年度に実施した保護者や地域の願いを汲むためのアンケート結果に基づき、今年度は「思いやり、感謝」をテーマとした道徳授業地区公開講座を実施する
- ・人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるとともに、いじめの未然防止に役立てることができるよう、「生命の尊さ」を重点項目とし、かけがえのない自他の生命を尊重する力を育む

#### ③ 総合的な学習の時間

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、「資質・能力の3つの柱」の定着を目指した教育活動を展開する
- ・「SDG s」を中心概念とした体験的な活動を通して、「地域協働・協力」「情報モラル教育」「キャリア教育」等の現代的な諸課題をテーマとした授業を実施し、生徒の学びを支援する
- ・生徒自身が主体的な思考や判断、表現を追究できる場となる個人探究学習を実施し、生徒の学びを支援する
- ・書道家や演奏家による日本および西洋の芸術文化に関する授業をはじめ、外部人材を活用した体験的活動を積極的に実施し、生徒の興味・関心の幅を広げ、豊かな心を育成する
- ・清掃作業や職場体験等、働くために必要な資質や能力を体系的に学習し作業の正確性や集中力の持続性、報告・連絡・相談などの力を付ける
- ・連合行事、社会体験的な学習 (「調理販売活動」) や、各教科等の中で、SDG s に関わる必要な知識及び技能を身に付け、自己の生活を見つめるための資質・能力を養う

#### ④ 特別活動

- ・係活動・委員会活動および、学校行事や宿泊行事を通して自己有用感を養い、学級や学校への所属感と役割意識をもって主体的に学校生活を送る力を育む
- ・生徒の発達段階を考慮しながら、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る
- ・区内の連合行事での取組みを通して、区内の特別支援学級・支援学校との交流を深める
- ・社会形成能力や人間形成能力、キャリアプランニング能力の基礎的・汎用的能力を身に付けることにより、生徒の「自尊感情」「自己肯定感」を向上させる

#### ⑤ 自立活動

- ・理学療法士・言語聴覚士等と連携して、個別指導計画及び学校生活支援シート (個別の教育支援計画) をもとに、正しい発音等適切なコミュニケーションができる力や生活に必要な身体の動き等を養う
- ・社会的スキル学習を取り入れ、対人スキルの方法、感情コントロール、対人マナー、問題解決力など、社会で生きていく上で必要な力を養う
- ・各教科の中で、個々の発達段階を考慮して生徒の実態に応じた適切な自立活動の指導を行い、障害と向き合いながら向上しようとする姿勢や態度を身に付け、情緒の安定を図る

#### ⑥ 各教科等を合わせた指導

- ・作業学習では、生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けられるよう、調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取り扱いについて理解し、適切に使用できる

ように図る

- ・作業学習では、買物や清掃などの活動、製作、調理などの実践的・体験的な活動を通して、学習の積み重ねにより習得し、知識や技能を、生徒が将来にわたって生活を工夫し創造する力を養う
- ・生活単元学習では、他教科と関連させながら適切に行い、生活に根差した体験活動を通して教科で学んだことを実生活に生かし、自分らしく生きる態度を養う
- ・日常生活の指導では、一日の流れの確認、活動の振り返り、学校行事等の連絡・確認、身辺整理、健康管理など、年間を通して毎日モジュールの時間に日課表の記入を行う

(2) その他の教育活動

① 生活指導

- ・生徒指導提要に基づき、時間、場所、状況を踏まえた指導を徹底する
- ・いじめの未然防磁と早期対応を目的とした「いじめアンケート」を月末に実施し（4月、5月、6月、9月、10月、11月、1月、2月）、月初に学校いじめ対策委員会を開催して組織的対応を図る（8月を除く毎月）
- ・不登校生徒対応のための「登校支援委員会」を毎月実施する
- ・「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を活用した組織的対応を推進する
- ・道徳科を含む年3回のいじめに関する授業、校内での年3回の教職員へのいじめ関連研修（4月、9月、1月）を実施する
- ・特別な支援を要する生徒に対し、特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども家庭支援センター、児童相談所、適応指導教室等と連携を図りながら、個に応じた環境整備を推進する
- ・校内の居場所づくりにおける「登校支援教室（おあしす）」を開設し、不登校傾向にある生徒に対し、社会的自立・職業的自立に向けた支援を実施する
- ・警察署や少年センターとの連携を強化し、生活指導事項への万全な対応を図る

② 安全指導

- ・学校危機管理マニュアルに基づく安全点検を月末に実施し（4月、5月、6月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）、重大事故の未然防止を図り、安全管理を徹底する
- ・関係各機関との連携による現実的な「危機対応訓練」を通して多様化する様々な危機への対応力の向上を図る
- ・地域の実情に応じた「震災救援所訓練」を実施し、実際に直面する災害に対して地域人材として世の中に貢献するための基盤となる力を養うとともに、「3.11を忘れない」防災教育を3月に実施する
- ・第3学年において薬物乱用防止のためのセーフティ教室及び意見交換会を実施する
- ・性暴力防止のための生命の安全教育を7月と12月に実施し、生命尊重をねらいとしたいのちの教育を5月と9月に実施する

③ キャリア教育

- ・特別活動の時間を要としたキャリア教育を全面的に展開し、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、生徒のキャリア発達を促し、勉強する意義や意味を考えさせる
- ・進路指導の実践をキャリア教育の視点から捉え直し、その在り方を見直す指導を充実させる

④ 読書活動の推進

- ・生徒全員が学校図書館の図書を活用する
- ・読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる「朝読書」を行う

⑤ 教育目標を達成するためのその他の配慮事項

- ・1単位時間を50分とする。通常の学級の時程に準じ、必要に応じて独自に編成する
- ・学校行事、生徒会活動、総合的な学習の時間等を通して、通常の学級の生徒と交流を推進する
- ・授業公開、保護者会、学習会、週1回の学級通信、連絡帳などを活用して、家庭との連携をとり、保護者との信頼関係の確立に努める
- ・生徒の的確な実態把握に努め、適切な指導・支援を行うために、十分な情報共有による教員の協力体制を築き、ティームティーチングを行う
- ・通常学級の教育活動との積極的な連携を通して、「インクルーシブ教育」の理念を推進する